

駐車監視員活動ガイドライン

令和2年4月1日施行

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

重点路線

◎ 最重点路線

路線（区間）	重点時間帯
県道佐貫停車場線（龍ヶ崎市駅東交差点～馴柴北交差点）	8時～2時

◎ 重点路線

路線（区間）	重点時間帯
県道竜ヶ崎潮来線（小通幸谷交差点～大徳交差点）	8時～2時

重点地域

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
龍ヶ崎市駅を中心とする佐貫1丁目、次の地域の一部及びその周辺 佐貫3～4丁目、若柴町	8時～2時

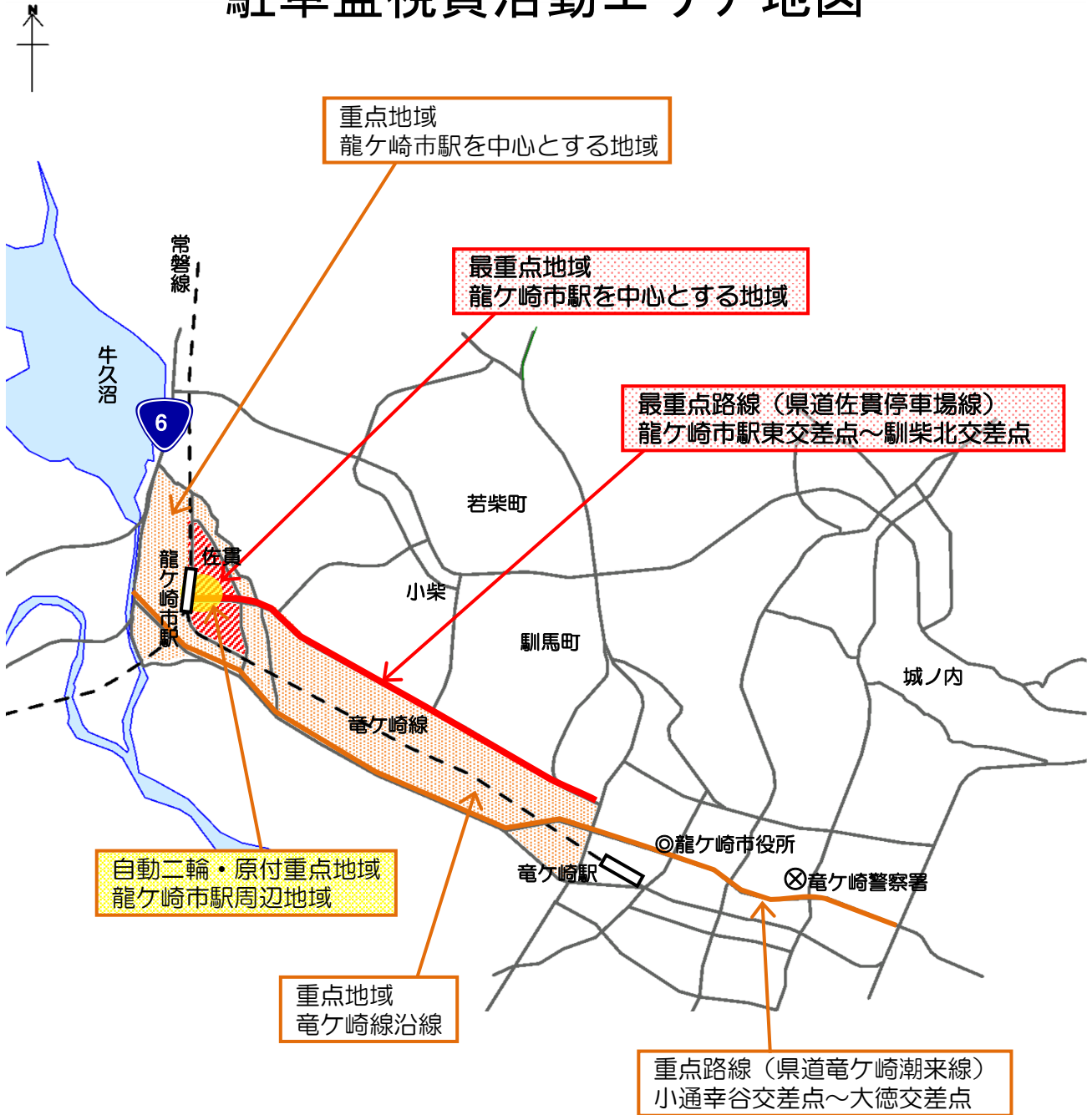
◎ 重点地域

地域	重点時間帯
龍ヶ崎市駅を中心とする佐貫1～4丁目、次の地域の一部及びその周辺 佐貫町、若柴町、南中島町、小通幸谷町	8時～2時
竜ヶ崎線沿線の川崎町、次の地域の一部及びその周辺 南中島町、若柴町、馴柴町、川原代町、川原代町、馴馬町、	

◎ 自動二輪・原付重点地域

地域	重点時間帯
龍ヶ崎市駅周辺	8時～2時

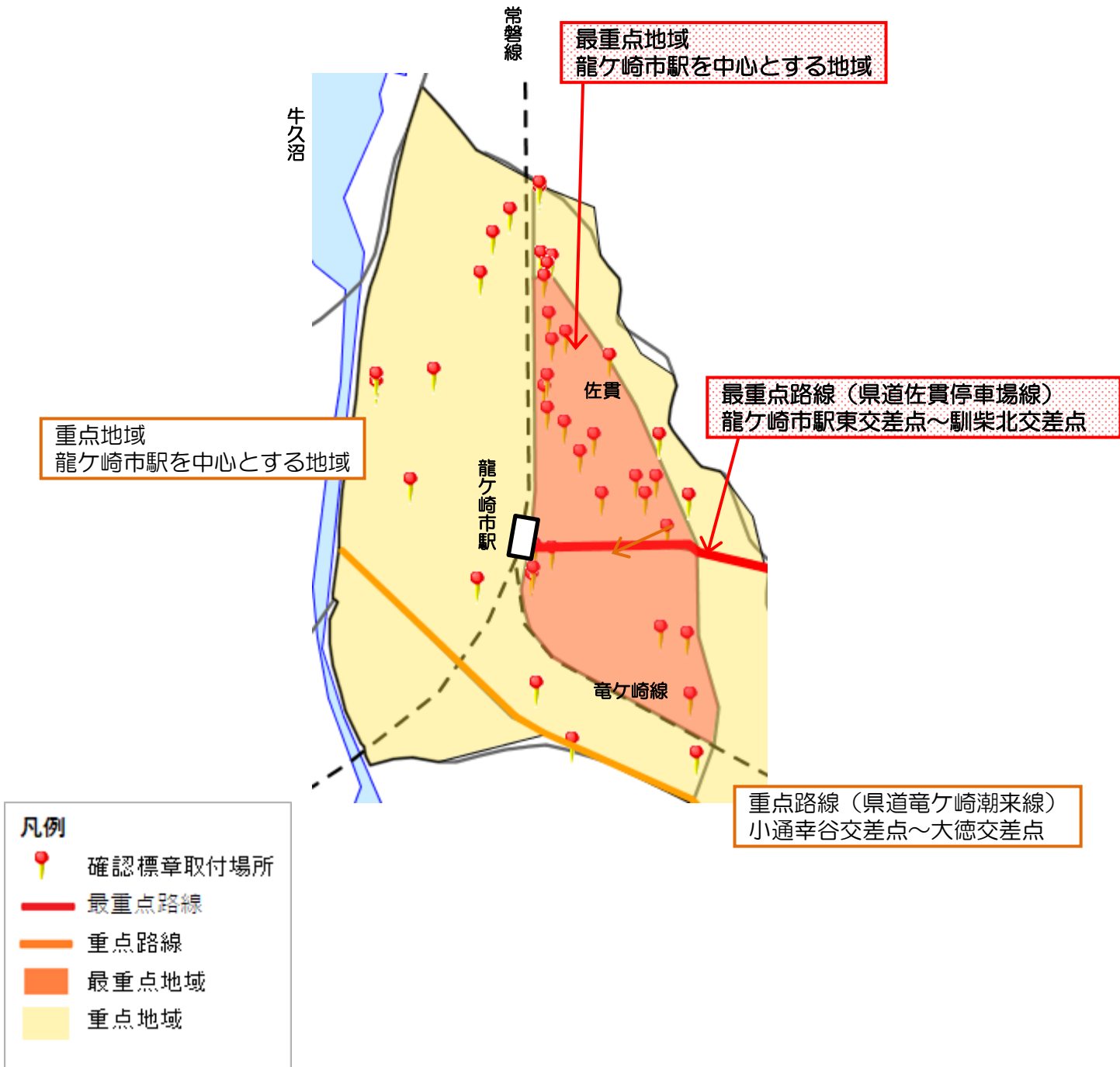
駐車監視員活動エリア地図



茨城県竜ヶ崎警察署

駐車監視員活動ガイドライン確認標章取付状況

令和元年中、駐車監視員、警察官及び交通巡視員がガイドラインに基づいて行った確認標章の取付け状況を公表します。



茨城県竜ヶ崎警察署